

(様式第 2 号)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

|            |   |
|------------|---|
| 担当課        | 自治協働課市民相談室  |
| 委託業務名      | 大津市コールセンター運営業務  |
| 委託業務場所     | 大津市コールセンター運営施設  |
| 概要         | 電話、ファクシミリ及び電子メールによる問合せ等を一元的に受け付け、より迅速で適切な電話対応及びスムーズな担当課への引継ぎを実現するとともに、マイナンバーカードに関する問合せへの対応及び電話予約受付を行うことで、更なる市民サービスの向上並びに職員の負担軽減及び市民の声の蓄積による事務事業の改善を図ることを目的とした総合コールセンター並びにマイナンバーコールセンターを運営する。  |
| 契約期間       | 令和 5 年 1 0 月 1 日から 令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで   |
| 契約年月日      | 令和 5 年 9 月 1 1 日  |
| 契約金額       | 4 9 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円   |
| 契約の相手方     | [所在地] 大阪市都島区東野田町四丁目 1 5 番 8 2 号<br>[名 称] 株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX  |
| 契約相手方の選定理由 | 当該業者の選定において、公募型プロポーザル方式により参加者の公募を行い、企画提案書とプレゼンテーションの審査の結果、上記の業者を選定した。   |
| 根拠規程       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項<br><br>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。<br><br>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。<br>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。<br>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。